

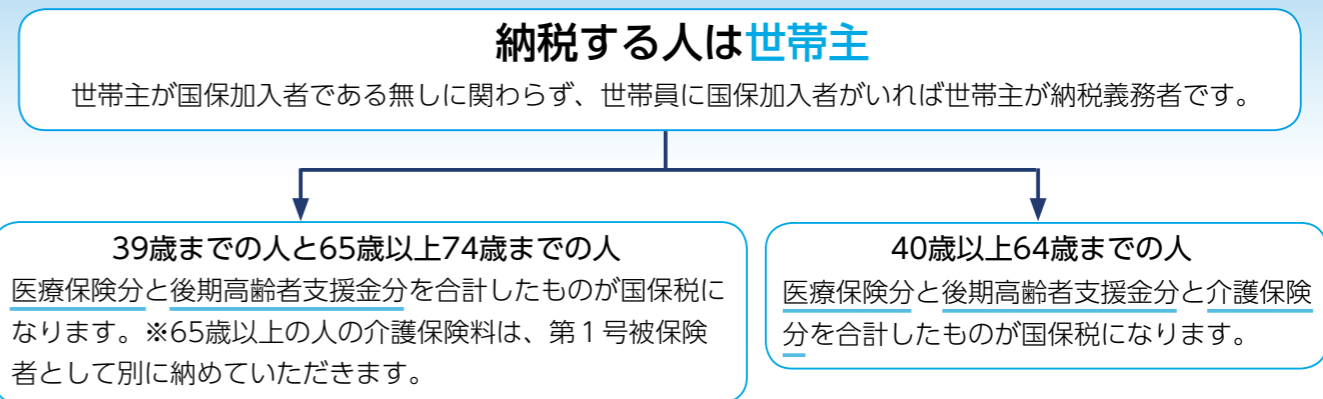
わたしたちの生活を支える税金 国民健康保険税(国保税)のしくみ








国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、加入者の病気やけがなどに保険給付を行うことを目的とする制度です。その財源は、国保税と国からの補助金などで成り立っていますので、期限内の納付をお願いします。


納税通知書は、7月(1期)～3月(9期)までの9回に分けて、口座振替または現金(今年からコンビニでも納められます)の方法で納めていただきます。また、特別徴収(年金天引き)の人は、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期(回)に分けて、年金から天引きし納めていただきます。

■問合せ先 住民課税務係 内線262・263

国保税額 = 所得割 + 均等割 + 平等割



区分		医療保険分 (医療費を払うために負担して いただいているもの)	後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度支援をする ため負担いただいているもの)	介護保険分 (介護サービス費用として 負担いただいているもの)
税率 (額)	① 所得割 所得(課税所得額)に応じて計算します 課税所得額…前年の総所得金額から 基礎控除(33万円)を差し引いた額	課税所得額  × 8.20% 計算例 2,170,000円 × 8.20% = 177,940円	課税所得額  × 2.40% 計算例 2,170,000円 × 2.40% = 52,080円	課税所得額  × 1.80% 計算例 2,170,000円 × 1.80% = 39,060円
	② 均等割 世帯員の国保加入者数に 応じて計算します	1人当たり  27,200円 計算例 27,200円 × 4人 = 108,800円	1人当たり  8,000円 計算例 8,000円 × 4人 = 32,000円	1人当たり  8,400円 計算例 8,400円 × 2人 = 16,800円
	③ 平等割 1世帯当たりの金額	1世帯 当たり  26,000円 計算例の計 312,700円(100円未満切捨て)	1世帯 当たり  7,400円 計算例の計 91,400円(100円未満切捨て)	1世帯 当たり  5,200円 計算例の計 61,000円(100円未満切捨て)
限度額 ※地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分の課税限度額を変更しました。		変更前 580,000円 変更後 610,000円	190,000円	160,000円

【計算例】
甘楽さん(夫、妻、子ども2人)の場合

夫42歳 妻41歳 子ども15歳・13歳
総所得250万円
総所得250万円の課税所得額は2,170,000円です。計算は右のとおりとなり、医療保険分年税額は312,700円(100円未満切捨て)。同様に後期高齢者支援金分(91,400円)と介護保険分(61,000円)を計算した合計が国保年税額(465,100円)になります。

軽減判定所得の見直し

世帯(加入者と世帯主)の総所得に応じて、均等割・平等割が軽減される制度です。地方税法施行令の改正に伴い、5割・2割軽減の範囲が拡大されました。

軽減割合	世帯(世帯主と加入者)の総所得	
7割軽減	33万円以下(改正なし)	
5割軽減	変更前	33万円 + (27万5千円 × 加入者数) 以下
	変更後	33万円 + (28万円 × 加入者数) 以下
2割軽減	変更前	33万円 + (50万円 × 加入者数) 以下
	変更後	33万円 + (51万円 × 加入者数) 以下

※加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。

軽減されます

◆非自発的離職者に対する軽減
いままでお勤めされていた会社などをやむを得ず離職された人については、申告をしていただくことにより、当該年度を含む2年間軽減されます。

【軽減対象者】
「雇用保険受給資格者」による確認とし、離職理由欄のコード(2桁)が次のコードの人が対象です。
離職コード ◇特定受給資格者◇ 「11」「12」「21」「22」「31」「32」
◇特定理由離職者◇ 「23」「33」「34」

手続きに必要なものなど詳細は、住民課税務係にお問合せください。